入札説明書様式集

賃貸施設における建物総合管理業務

（中国）

令和５年６月２３日

独立行政法人　中小企業基盤整備機構

中国本部

委　　　任　　　状

　　私は、　　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する賃貸施設における建物総合管理業務（中国）に関し、下記の権限を委任します。

記

　　　　　　１．　入札（見積り）に関すること

　　　　　　２．　開札の立会いに関すること

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人使用印鑑 |  |

　　令和　年　月　日

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　委任者　会社名

代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構　中国本部

分任契約担当役

本部長　松尾　一久　殿

入　　　札　　　書

　　金．　　　　　　　　　　　　　　　　円也

（入札件名）賃貸施設における建物総合管理業務（中国）

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

　　　　　　令和　年　月　日

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

氏　名

独立行政法人中小企業基盤整備機構　中国本部

分任契約担当役

本部長　松尾　一久 殿

請負契約書条文案

契№（管理番号）

**請負契約書**

１．業務の名称　　「賃貸施設における建物総合管理業務（中国）」に係る請負業務

２．契 約 金 額　　金．００，０００，０００円　（契約条項第３条に定める消費税及び地方消費税を除く）

３．令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

上記の契約について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「甲」という。）と株式会社＊＊＊＊（以下「乙」という。）とは、契約条項並びに特記事項に基づき、契約を締結する。

本契約の証として本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和　年　月　日

甲　広島県広島市中区八丁堀５－７

　　　　独立行政法人中小企業基盤整備機構

中国本部　分任契約担当役

本部長　　松尾　一久

乙 ××県××市××丁目×番×号

株式会社　＊＊＊＊

代表取締役社長　　　＊　＊　＊　＊

----------------------------------------------------------------------------------

契約条項

（契約の目的）

1. 甲は、頭書の項目及び以下の各条項に従い、別添請負要領に定める請負業務を乙に発注し、乙はこれを請け負い、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約保証金）

1. この契約に係る契約保証金は、免除する。

（消費税及び地方消費税）

第３条　消費税及び地方消費税は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額とする。

（契約事項移転の制限）

第４条　乙はこの契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

２　 乙は甲に引き渡す前の物件に質権その他の担保物件を設定してはならない。

　（一括再委託等の禁止）

第５条　乙は、請負業務の全部を一括して、又は甲が指定する部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

３　甲は、乙に対して、業務の一部を委託し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

４　 乙が、この契約の一部を第三者に委託した場合においてもそれによる第三者の行為については、乙は甲に対し責任を負うものとする。

（完了時の検収）

第６条　乙は請負業務が完了したときは、請負業務完了届及び別添請負要領に記載した納入物件を甲に提出し、甲はこれにより検収を行うものとする。

（知的財産等の使用）

第７条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているもの（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（著作権等の取扱い）

第８条　乙は、納入物に係る著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

２ 　乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（機密保持）

第９条　乙はこの契約によって知り得た事項について第三者に漏洩してはならない。

２　乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

（個人情報の取扱い）

第１０条　　乙は、本請負業務を行うために甲から提供された情報及び業務を行う結果取得する情報の中に、個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）」で定義する個人情報を指す。以下同じ。）が含まれるときについては、以下の第２項から第９項に従って取り扱う義務を負うものとする。

２　乙は、個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託する場合は、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することにつき約定しなければならない。

３　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（１）個人情報を第三者（前項に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（２）個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改ざんすること。

４　乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

５　甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所、事業場等において、甲が提供した個人情報の管理が適切に行われているか調査をさせ、適切な管理がなされていない場合は乙に対して必要な措置を講ずるよう指示をすることができる。

６　乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

７　乙は、請負業務を完了し、又は解除したときは、個人情報を速やかに甲に返還及び引き渡すものとする。

８　乙は、個人情報について漏えい、滅失、き損その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

９　第１項及び第３項の規定については、請負業務を完了し、又は解除した後であっても、なお、その効力を有するものとする。

（瑕疵の補修）

第１１条　甲は第６条により検査した完了通知書、納入物件に瑕疵があることを発見したときは、乙に対し乙の負担で修正させることができる。

1. 前項の請求権の有効期限は、納入物提出後１ヵ年とする。

（対価の支払時期）

第１２条　甲は検収終了後、乙から適正な支払い請求書を受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に対価を支払うものとする。

２　甲は乙の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を乙に返付することができるものとする。この場合、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（支払遅延利息）

第１３条　甲が前条第１項に定める約定期間内に対価の支払をしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、約定期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、その支払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和二十四年十二月大蔵省公示第九百九十一号）で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

（違約金）

第１４条　甲は、乙が天災その他不可抗力によらないで契約期間内に請負業務を履行しないときは、契約期間満了の日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額に対して年利５.０パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収できるものとする。

（甲の解除権）

第１５条　甲は、次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに業務を完了しないとき又は完了期限までに請負業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

（２）乙が正当な事由なく解約を申出たとき。

（３）本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

（４）前各号に定めるもののほか、乙が本契約(特記事項を含む）の規定に違反したとき。

1. 甲は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、乙に対し損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。
2. 甲は、第１項の規定により本契約を解除した場合において、請負代金の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

（乙の解除権）

第１６条　乙は甲が本契約（特記事項含む）の規定に違反したことにより、この契約の実施が不可能になったときは、契約を解除することができる。

1. 前項により契約を解除した場合は、前条第２項の規定を準用する。

（中途解約等）

第１７条　甲は、本契約の期間中において監督官庁の査定等の不測の事情により本業務が縮小又は廃止されることとなった場合には、本契約を変更又は中途解約することができる。

２　甲は、前項により本契約の変更又は中途解約の申し入れをするときは、変更又は中途解約する日の２ヶ月前までに、書面をもって乙に通知しなければならない。

３　乙は、前２項により本契約が変更又は中途解約となったときは、これにより生じた損害の賠償を甲に請求しない。

（再検査等）

第１８条　乙は、第６条による完了検査を終了した後において、新たに不正行為又は虚偽の報告をなしたことその他一定の事実が判明した場合には、甲の行う再検査又は会計検査院の行う会計検査に係る現地調査を受け入れ、必要書類を提出する等協力するものとする。

（故意又は重過失による過払いがある場合の措置）

第１９条 甲は、乙の故意又は重過失により請負代金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

２ 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して請負業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

３ 甲は、必要と認める場合には、第１項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年５パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

（甲による契約の公表）

第２０条　乙は、本契約の名称、概要、契約金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

（その他）

第２１条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議し、書面にてこれを定めるものとする。

２　本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特　記　事　項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

１　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

(1)独占禁止法第４９条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき

(2)独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

(3)独占禁止法第６６条第４項の審決が確定したとき

(4)独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

２　本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

３　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1)独占禁止法第４９条第１項の排除措置命令書

(2)独占禁止法第５０条第１項の課徴金納付命令書

(3)独占禁止法第６６条第４項の審決についての審決書

(4)独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（損害賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第２条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（反社会的勢力の場合の契約の解除等）

第４条　甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程第２２第３７号）第２条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条 甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３ 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

 ４ 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５ 第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６ 第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７ 乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

**契約書条文に係る留意事項**

本件契約については、請負契約とし、要領第２５条に記載の必要と認められる事項を条文化したものであるため、原則条文の加除修正は行わないものとする。

但し、業務履行上特段の事情がある場合については、附則、覚書、特約条項等により対応するものとする。

契約書体裁については、この条文のほか請負要領（仕様書）を添付して製本し甲乙取り交わすものとする。

別紙(4)

入札辞退届兼書類返却届

独立行政法人中小企業基盤整備機構　中国本部

分任契約担当役

本部長　松尾一久　殿

入札件名：賃貸施設における建物総合管理業務（中国）

上記入札を辞退するとともに配布を受けた入札説明書・仕様書等について返却いたします。

令和　　年　　月　　日

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先　　（　　　）

なお、任意辞退者（機構側より本入札の参加資格がないとされた者以外）にあっては、以下の各項目より辞退に至った理由についてご回答ください。〔該当する項目にチェックをしてください（複数選択可）〕。

**Ａ　　競争参加資格について**

□①企業等に求められる業務実績の要件が厳しかった

□②管理技術者等に求められる業務実績の要件が厳しかった

□③管理技術者等に求められる資格要件が厳しかった

□④その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

**Ｂ　業務内容**

□①落札できる見込みがないと判断した

〔理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〕

□②仮に受注したとしても、自社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であり、業務を確実に履行できないリスクがあると判断した

□③仮に受注したとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難と判断した

□④現時点において必要な技術者等が不足しており、契約履行開始までに必要な体制を整えること等が困難と判断した

□⑤発注ロット（業務規模）が大きく、そもそも受注することが困難と判断した

□⑥他の受注業務を履行中であり、追加して受注することが困難と判断した

□⑦その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

**Ｃ　手続関係**

□①入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短かった

□②業務の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭だったため

□③契約締結から履行開始までの準備期間が短かった

□④履行開始から終了までの履行期間が短かった

□⑤その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

※本書の提出及び質問事項の回答を理由に以後の入札参加において不利を受けることはありません

別紙(5)

　　令和　　年　　月　　日

施　設　内　覧　申　請　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構　御中

住　　所

会 社 名

代表者名

「賃貸施設における建物総合管理業務（中国）」において、下記の施設について内覧したいので提出します。

記

１．内覧する施設：

２．内覧希望日時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望日 | 時間帯 | 人数 |
| 月　　日（　） |  |  |

※人数は３名程度までとする

３．担当者及び連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名 |  |
| 電話番号 |  |
| 担当者名 |  |
| E-mail |  |
| 緊急時の連絡先 |  |

当日の内覧可否については、別途ご担当者あて連絡します

内覧にあたっては次頁の留意事項を確認ください。

内覧申請に係る留意事項

１．内覧できる期間は令和５年６月３０日～７月７日までの間（土日は除く）とし、時間は午前10時30分～午後3時（午前11時30分～午後1時30分の間を除く）のうち最大30分程度とする。

２．原則として先着順での申請受付とし、内覧希望日時が重複する場合は別途連絡の上、調整する。なお、申請書は内覧希望日の３営業日前までに提出すること。

３．申請した内覧日時が確定した際は機構より担当者あてにメールにて通知する。

４．申請者の都合により内覧の取り止め、内覧日を変更する場合は内覧日前日の午後５時までに下記連絡先あてに電話にて連絡すること。

５．機構の都合により内覧が行えない場合は別途担当者あてに連絡する。

６．内覧回数は、１企業あたり１施設１回とする。

施設内覧に係る留意事項

１．原則として、担当職員等の案内はしないので、現地にて受付を行い指示に従い任意にて内覧すること。なお、申請書に記載した担当者は受付時に名刺を提出すること。

２．内覧できる箇所は、機構が指定する共用部のみであり、現在入居中の賃貸居室、当日使用中の会議室等の内覧はできない。

３．ＥＰＳ等、施錠された箇所の内覧を希望する場合予め申し出ること。ただし、内覧できる箇所は施設ごとに異なるため、内覧を認めない場合がある。

４．本入札における仕様等に関すること等については現場では回答できないので質問書にて行うこと。

５．他者に疑義を招くような行動はしないこと。

６．入居者、現場職員等に迷惑をかけぬ様行動すること。

７．安全管理に細心の注意を払うこと、なおこの内覧において生じた事故等について機構は一切の責任を負わない。

以上

・施設内覧に係る連絡先等

独立行政法人中小企業基盤整備機構　中国本部

企業支援部　支援推進課

（建物総合管理業務入札担当）

℡　0８２-５０２-６３１１　　　メールアドレス　support-chugoku@smrj.go.jp

**入札参加資格証明書記載要領**

入札参加資格証明書（以下「証明書」という。）は入札説明書における２．「競争入札に参加する者が必要な資格」のうち（６）記載の“以下の要件を満たしていることを書面において証することができる者”を証明するために提出するものであり、記載各項の要件を１つでも満たすことができない場合は不合格する。

証明書は別紙に証明内容を記載するものとし、併せて本件を証する資料を添付するものとする。

なお、このほかの本項各号に定める事項については、競争入札に参加するための前提となる資格要件であり、書面において証明する必要はないが、これを満たすことができない者は本入札に参加できない。

**全省庁統一資格****（令和４・5・6年度）において「役務の提供等：建物管理等各種保守管理（309）」　【入札説明書２．（３）】**

全省庁統一資格において「役務の提供等：建物管理等各種保守管理（309）」の資格を有する者は、その資格をもってこの競争に参加できるものとするので「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを添付すること。（記載欄には全省庁統一資格において付与されたものを記載すること。）

**①管理対象施設から「30km圏内」または「通常の移動方法を用いて60分以内」に事務所に到着が可能な者が自社または協力会社に所属していることの証明。【入札説明書２．（６）①】**

・本項目は自社の営業拠点（本店、支店、営業所、出張所等）、協力会社から管理対象施設までの移動を対象とし、以下のいずれかの要件を満たすものであること。なお、管理対象施設が複数ある場合は、すべての管理対象施設に対して証すること。

・自社の営業拠点を起点とする場合は、当該拠点から管理対象施設までの所要時間をウェブの経路検索やルートマップ等の検索結果写しを添付すること。また、当該営業拠点が起点住所に存在することを会社概要等（ウェブサイトの写し等でも構わない）で示すこと。

・協力会社を起点とする場合は、上記の検索結果のほか、申請者と当該協力会社との関係や本業務における役割についても示すこと。

・通常の移動方法については、公共交通機関、自動車、徒歩によるものとする。なお、管理対象施設へのアクセスについては当機構ウェブサイト（全国の施設一覧）を参照すること。

https://www.smrj.go.jp/incubation/index.html

**②建築物における衛生的環境の確保に関する法律第１２条の２第１項における第８号の登録を受けており、かつ建設業（特定・一般を問わず）の登録があることの証明【入札説明書２．（６）②】**

・業務の性質上、表記の認証を受けていることを必須とする。これを証するために登録番号、法人名称が判別できる写しを提出する。

・また、業務において緊急対応とする工事を発注する場合がることから、自社で判断、手配、施工等が可能なよう、建設業登録を必須とした。なお登録については、特定・一般、工事業種を問わない。

**③公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）が、自社に在籍していることの証明【入札説明書２．（６）③】**

・自社の組織において、当該資格を保有する従業員が在籍していることを証明すること。会社案内等で表記されているものであれば該当の部分、または、上記協会のウェブサイトにより確認が取れる場合にあってはそのアドレスを表記すること。なお、社内の所属、人数は問わない。

**④緊急を要する事象への対応のため、契約期間内の全日全時間において、通報、連絡が可能な体制を有していることの証明。【入札説明書２．（６）④】**

**・**施設の特質上、駐在する管理要員等を配置しておらず、夜間、休日は機械警備での対応のみであることから、天変地異、急なトラブル等に対応するための通報、連絡窓口（通報センター機能）が自社により運営されていることの証明として、連絡先や体制の概要を会社概要や書面（様式任意）にて示すこと。なお、本件は組織としての体制を指すものであり、従事者個人の対応（社内宿直や登録待機等）はこれに含まない。

**⑤労働保険・厚生年金保険・国民年金・政府管掌健康保険または船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（直近２年間の保険料の未納がないこと。）の証明。【入札説明書２．（６）⑤】**

・本件を証するために過去2ヵ年分の納付状況の証明書の写しを提出する。

・提出は応札者のみとするが、業務発注における協力会社についても同様の条件とする。

**⑥直近１０年間において、国、地方自治体または独立行政法人の所有する延べ床面積1,500㎡以上の事務所、研修施設における建物総合管理業務を元請けとして１年以上の間受注した実績を有することの証明。【入札説明書２．（６）⑥】**

・該当する施設の概要、面積、契約期間、契約相手方が判る契約書等の写し（金額は非表示として可）を添付する。なお、ここでいう事務所、研修施設は年間を通じて土日以外の平日や年末年始を除く毎日など概ね200日以上の稼働日がある庁舎、学校等を対象とし、倉庫、競技場、屋外施設、工場、病院、介護施設といった施設は本件仕様に合致しないので要件に含まない。

・また、建物総合管理業務の範囲については、原則として清掃、機械設備管理、自家用電気工作物維持管理、防火管理者代行業務を対象とする。

**資料の提出方法**

添付資料については、項目ごとに取りまとめ別添様式とともにPDF形式に変換された電子媒体により以下の宛先に電子メールにより送付すること。原則として上記形式による電子媒体による提出のみ受付ける。

送信後は、以下の問い合わせ先に電話のうえ受信確認を行うこと。

電子媒体を送信できない通信環境にある場合、指定のファイル形式に変換できない場合にあっては、以下の問合せ先に確認すること。

**宛先及び問い合わせ先**

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中国本部　企画調整課

（建物総合管理業務入札担当）

℡　０８２－５０２－６３００　　　メールアドレス　kikaku-chugoku@smrj.go.jp

**提出期限**

令和５年７月２６日（水曜日）１２時まで

※機構メールサーバーの表示時刻を基準

提出された証明書並びに添付資料については、建物総合管理業務入札担当において証明項目の確認を行い、証明要件を満たしていると判断される証明書のみを受付する。

この際、要件を満たしていない事項や不明な事項があった場合は受付を保留し、建物総合管理業務入札担当より記載内容の確認等問合せを行う場合がある。

（その他）

・以下の場合、本入札参加資格は理由の如何を問わず無効（失格）とする。

（１）虚偽の記載がなされているとみなされた証明資料

（２）提出期限を過ぎて送付された証明資料

（３）不備不明事項に対する問合せに対し期限までに回答、訂正できなかったもの

（４）入札参加者以外が作成したとみなされる証明資料

（５）１．（２）に示した資料等を期限までに受領していないもの

・添付資料については、この公募の参加資格の審査のみに用いるものとし、提出者以外に内容の確認等を行うことはしないほか、他の契約等の資料として一切使用しない。

**様式**

令和　　年　　月　　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構　 中国本部

分任契約担当役

本部長

　　松尾一久　殿

住　所

会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者名

（連絡先）

入札参加資格証明書

「賃貸施設における建物総合管理業務（中国）」の入札に関し、入札者の要件に適合することを証明するため下記のとおり証明書を提出いたします。

なお、落札の際は、契約書、請負仕様書、覚書に従い万全を期して業務を行うことを誓約いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全省庁統一資格（※注1）資格審査結果通知番号（　　発行番号　　） | 営業品目・分類（役務の提供等：　　　　　　　　　　） | 等級区分　　　　　　（　　　） |
| 証明要件 | 回答欄（○or×、添付資料番号等） |
| ①管理対象施設から30km圏内または通常の移動方法を用いて60分以内に事務所に到着が可能な者が自社または協力会社に所属していること。 |  |
| ②建築物における衛生的環境の確保に関する法律第１２条の２第１項における第８号の登録を受けており、かつ建設業（特定・一般を問わず）の登録があること。 |  |
| ③自社内に、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者が在籍していることを証明できること。 |  |
| ④緊急を要する事象への対応のため、契約期間内の全日全時間において、通報、連絡が可能な体制を有していることを証明できること。 |  |
| ⑤労働保険・厚生年金保険・国民年金・政府管掌健康保険または船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（直近２年間の保険料の未納がないこと。）。 |  |
| ⑥直近１０年間において、国、地方自治体または独立行政法人の所有する延べ床面積1,500㎡以上の事務所、研修施設における建物総合管理業務を元請けとして１年以上の間受注した実績を有すること。 |  |

※注１　現在有効な資格審査結果通知書の写しを添付すること。